第１回岡山県電気機械器具製造業

最低賃金専門部会議事録

１　日　時　　令和８年９月 14 日（月）午後１時～

２　場　所　　岡山市北区下石井１丁目４番１号
岡山第２合同庁舎　２階共用会議室Ｃ

３　出席者

公益代表委員		國　光　　類
		佐々木　裕　子
労働者代表委員		藤　野　博　章
		村　上　達　哉
使用者代表委員		長　江　泰太郎
		錦　織　勝　輝
事務局	労働基準部長	佐　藤　明　士
	賃金室長	宮　本　洋　子
	賃金指導官	森　井　顕　二
	労災補償監察官	木　村　弘　之
	監察監督官	金　武　邦　洋

４　議　事

森井指導官　　ただ今から、第１回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはございませんでした。

今年度第１回目の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は公益委員の岡山委員、労働者側委員の坂手委員、使用者側委員の池田委員が欠席でございますが、他の委員６名が出席されておられますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である 2/3 以上又は公労使各委員の 1/3 以上の出席の条件を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

１　特定最低賃金専門部会部会長・部会長代理の選任について
２　特定最低賃金専門部会の運営について
３　資料説明について
４　特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
５　今後の審議日程について
６　その他

でございます。

本日は令和８年度１回目の最低賃金専門部会になりますので、冒頭、佐藤労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

佐藤部長　　労働基準部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。皆様には、特定最低賃金の専門部会の委員への就任をお引き受けいただき、重ねて感謝申し上げます。

皆様ご承知のとおり、岡山県の地域別最低賃金は、本審及び専門部会において公労使の委員の皆様の真摯な審議の結果、57 円引上げの時間額 1,104 円に改定され 10 月 2 日に発効される運びとなっております。中賃からは昨年度に続いて高い引上げの目安額が示される、また、注目度も年々高まるという難しい状況の中、労使各側委員のご理解もあり 3 年ぶりに全会一致で結審となったところでございます。

労働局として、発効日に向けて改正額、支援策の周知を図っているところでございます。皆様におかれても、企業・団体内での周知等へのご協力をお願い申し上げます。

さて、特定最低賃金の審議にあたって、岡山県では改正決定の必要性の有無から金額審議に至るまで、各専門部会において審議いただくこととなります。

労使の委員の皆様にお願いさせていただきたいのが、お互いの立場を尊重しつつ意思疎通を図っていただき、特に金額審議では、業界の労使代表としてイニシアティブを発揮いただくことで労使間での合意で結論が得られるようお願いします。

近年の地賃の高い引上げにより、多くの特賃で金額差が縮小、あるいは優位率が低下している状況です。全国では地賃に埋没する事例も増加する一方で、地域独自の産業等に特定最賃が存在していること自体の意義も考慮する必要があるのではないかという声もございます。年々難しくなっていく状況ではございますが、円滑な専門部会運営に向けまして、御理解、御協力をお願い申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。

森井指導官　　それでは、賃金室長、よろしくお願いします。

宮本室長　　それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「（１）部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員の中から選出することとされております。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいておりますので、私から発表させていただきます。部会長は佐々木委員、部会長代理は國光委員です。

御了承いただけますでしょうか。

（異議なし）

宮本室長　　御了承いただき、ありがとうございます。

それでは以降の議事につきましては、佐々木部会長にお願いいたします。

佐々木部会長　　部会長を仰せつかりました佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、

改正決定の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。また、特定最低賃金の審議は、中央最低賃金審議会の全員協議会報告で考え方が示されているとおり、関係当事者としてのイニシアティブ発揮により、労使の合意を目指していただき、これが難しい場合であっても、公益案による全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされておりますので、各委員の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

宮本室長　　本日のこの部会が今年度最初の専門部会となります。今後、順次他の専門部会の開催予定となっております。

佐々木部会長　　次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金専門部会運営規程第６条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員２名が署名する。」とされていますので、部会長である私と、労側は村上委員、使側は錦織委員にそれぞれお願いいたします。

本日の大まかな予定をご説明いたします。

まず付議事項（２）につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明をしていただきます。

続いて、付議事項（３）の本日配布の資料説明についても事務局からお願いします。

その後に、付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。

その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、その際に打ち合わせをしていただきたいと思います。打合せの後に、公労使の全体会議を再開し、労使それぞれ５分程度で発表をしていただきます。御協力をよろしくお願いします。

では、付議事項「（２）岡山県特定最低賃金専門部会の運営について」、事務局から説明をお願いします。

宮本室長　　それでは、資料№.２をご覧ください。

今年度の７業種の改正決定につきましては、７月３日の本審で改正決定の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料№.２－①でございます。

その後、７月 30 日の本審で特賃の必要性の有無については、各

部会で審議を行うこととなったため、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」という趣旨のことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料№.２－②の諮問文でございます。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく３週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

御留意いただきたいことが２点ございます。

１点目は、必要性ありとする場合、改定する特賃の最低賃金額は、この度改定される岡山県最低賃金額 1,104 円を１円以上上回った金額とすることになりますのでご留意ください。

２点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、６月 18 日に労働者側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意ください。

なお、必要性について、全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。

また、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第６条第５項を適用することで、本審を開催せず、専門部会の決議を本審の決議とすることとなります。

佐々木部会長　　ただいまの事務局の説明について、委員の皆さん何かございますか。

（特になし）

佐々木部会長　　それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第６条第５項を適用すること。全会一致とならなかった場合は、本審に報告することとして、専門部会での審議を終了となることとします。

次に付議事項（３）の資料の説明について、事務局からお願いします。

宮本室長　　それでは配布資料について、ご説明させていただきます。資料№.３をご覧ください。

こちらは、日本銀行岡山支店が 2026 年９月４日に発表した「岡山県金融経済月報」です。概況としては、「県内景気は、一部に弱

めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている。」とされています。最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している。」「設備投資は、増加傾向にある。」「住宅投資は、弱めの動きとなっている。」「公共投資は、緩やかに増加している。」とあります。

２ページの生産については、「県内製造業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。」とされています。その中で、電気機械は、「ＡＩ関連需要等を背景に、回復傾向にある。」とされています。

資料№.４は、令和８年８月５日、中国財務局、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある。」と判断されています。各項目の判断としては、「住宅建設」以外は、前回と比較して横ばいと判断されています。

また、２ページの生産活動の中で、「電気機械は、AI 向けや車載向けの需要が好調なことなどから、増加している。」とされています。

１ページ総論にあります【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としています。

資料№.５は、岡山県総合政策局が発表した、令和８年６月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。生産指数は108.5 となり、２か月ぶりの上昇とあります。対前月比は 4.3%上昇となっています。

１ページには「上昇・低下に寄与した主な業種」があり、この中で、（３）在庫において電子部品・デバイス工業は、低下に寄与した業種の２番目となっており、前月比マイナス 27.9%、寄与度はマイナス 0.13%となっています。

３ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されており、３番目に電気機械関連工業があります。

５ページに、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」があります。数値の前にアルファベット小文字の「ｒ」が付されたものについては、速報値が訂正された部分になります。

資料№.６は、岡山労働局職業安定課が発表した令和８年７月の雇用情勢となります。令和８年７月の岡山県内の有効求人倍率は1.33 倍となり、前月と比べ 0.01 ポイント低下したとあります。

次に 10 ページをご確認ください。「産業別・規模別新規求人状況」があります。E 製造業全体を見ますと、７月は前年同月比プラ

ス 2.9％と新規求人が増加しています。その下段の方で、(28) 電子部品・デバイス・電子回路はプラス 442.9％、(29) 電気機械器具はプラス 54.1％、(30) 情報通信機械器具はプラス 350.0％となっており、昨年同時期に比べて新規求人数が増加しています。

最後に資料№.９をご確認ください。こちらは、「令和７年度特賃審議経過および結果一覧表」となっておりますので参考としてください。

私からの説明は以上です。

森井指導官　それでは、私から、最低賃金基礎調査結果について、説明いたします。

ご説明いたします基礎調査の資料は、資料№.７となります。

１ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としまして、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、電気機械器具製造業を対象としております。

調査事業所については、100 人未満の事業所を対象としております。30 人未満の事業所は全労働者を、30 人から 99 人の事業所は労働者の２分の 1 を抽出し、集計しております。調査対象労働者は、いずれも正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される 18 歳未満、65 歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和８年６月分の所定内賃金となっております。基本給の他、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の 1 か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は 80 社、集計調査労働者数は 1,336 人、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は 3,459 人となっております。

以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果についてご説明いたします。

次の２ページをご覧ください。Ⅱ「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は男性 3.6％、女性 11.6％、男女合計で 6.6％となっております。右側のカッコの中は、昨年度

の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、月平均賃金額 252,020 円、時間当たり平均賃金額 1,561 円、第 1・20 分位数 1,066 円、第 1・10 分位数 1,090 円、第 1・4 分位数 1,149 円、中位数 1,400 円となっており、カッコ内が前年度の数字となっています。分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて 20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、３ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。３ページの一番下にある「1,104 円」の階級を見ていただくと累積で「586 人」の労働者がおり、一つ上の「1,103 円」の階級を見ていただくと累積で「583 人」の労働者がおりますので、結局、「1,104 円」の階級には「３人」が属しているということが読み取れるということになります。

３～７ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、９～13 ページには男女別･年齢別に区分した集計となっています。賃金階級につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い「1,080 円」からプラス 110 円の「1,190 円」までが 1 円刻みとなっており、それ以降は、10 円刻み、100 円刻みとなっております。

15 ページをご覧ください。このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を一定の賃金階級ごとにまとめてグラフ化したものです。17 ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれど、50 円引き上げて「1,140 円」とすると 23.32％の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料№８「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」をご覧ください。

こちらは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 27 年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。令和 7 年度の電気機械器具製造業の特定最賃は 1,090 円で 104.1％となっております。

また、その次のページの表は、電気機械器具製造業特定最賃と県最賃の引き上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっています。

資料の説明は以上となります。

佐々木部会長　　ただ今の資料説明に対して、何か質問等はございますでしょうか。

使用者側委員　　初めてのことでお尋ねですが、資料 7 の 17 ページの影響率というのはどういう意味、どういう計算で出るものでしょうか。

佐藤基準部長　　影響率というのは、実際のその額に最低賃金を改定した場合に、その引き上げた金額に影響を受ける労働者の割合ということになります。また、未満率というのは現行の最低賃金を下回っている労働者の割合ということになります。

使用者側委員　　わかりました。

佐々木部会長　　他にございますでしょうか。
それでは、ただ今から労使のそれぞれの打合せをお願いします。打合せの時間は 15 分程度でよろしいでしょうか。

（同意する声）

佐々木部会長　　それでは、13 時 45 分くらいに再開ということで、お願いします。委員の皆さん、控室の方へ移動をお願いします。

宮本室長　　事務局でご案内いたします。

（労使それぞれ別室にて打合せ）
（打合せ後、労使委員入室）

佐々木部会長　　では、全体会議を再開いたします。
付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議に入ることにします。
まず、労使各側から特定最低賃金改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることとします。それぞれ５分程度での発言に御協力いただくようお願いします。
お聞きする順番は最初に労働者側委員、その後使用者側委員にお願いします。
それでは、労働者側の代表の方にお願いします。

労働者側委員　　改正の必要性について意見を述べさせていただきます。

基本的なこととして改正の必要性ありということです。

電機連合としての統一闘争の結果ですが、今年度電機連合として継続的な人への投資というなかで、金額としては18,000円以上の賃金水準を掲げて改善を図ってきました。結果といたしましては、最終の歯止めという言い方をいたしますが、12,000円以上は確保していくという最終合意のなかで、結果的に中闘組合すべてでは、回答の引き出し基準の12,000円を確保しましたし、拡大中闘においても精力的な交渉をした結果、多くの組合で12,000円以上の回答を引き出しております。また、電機連合の直加盟組合についても390組合ありますが、234組合が12,000円以上ですし、その中で173組合が15,000円、92組合は18,000円という結果となりまして、昨年を上回る水準改善ととらえています。

そうしたなかで産業別の最低賃金ということで設定していまして、最低賃金についても213,000円以上ということで改善を図っていますし、大卒、高卒の初任給についても、高卒は213,000円ということで、先の産業別の最低賃金と同額ですし、大卒についても276,000円ということで、改善をしております。

電機の闘争としては、昨年に引き続き各企業で精力的な交渉をして賃上げを図ってきたとことです。そうしたなかで、今後の電機業界の見通しになりますが、中闘組合といわれる組合では前年からの増収増益を見越しているという2026年度になりますし、今後中東情勢という不安定な部分もありますが、デジタル化、カーボンニュートラルだったり、ＩＴ、ＡＩ、そうしたもののなかで、業績を伸ばしていくという見方もあります。また、雇用者数ですが、2025年については、昨年度から12万人増加しています。これは先ほども触れたＩＴの人材だったり、ＤＸの進展というなかで、専門人材確保、採用が進んでいるということととらえています。

そうした電機連合、電機産業全体の見通しのなかで、岡山の話として、先ほどの資料にもありましたが、人手不足というなかで求人も増えているというところですし、やはり未組織の企業に対しても賃金水準の改善を図っていきたいというところがありますので、引き続き岡山県内の産業の発展、経済の好循環というところを見据えて、我々として特定最賃を引上げていきたいと考えています。以上です。

佐々木部会長　　ありがとうございます。

他の委員の方で補足等ございますでしょうか。

（特になし）

佐々木部会長　　それでは、質問等は後ほどまとめてしていただくとして、次に使用者側の代表の方にお願いいたします。

使用者側委員　　使側から意見を述べさせていただきます。

我々の業種の今の情勢と今後の見通しについて、簡単に述べさせていただきます。

先ほどご説明がありましたが、国内ですが、電気機械器具製造業としましては、これも何度も出ていますが、半導体とか、ＡＩ関連投資、脱炭素、省エネ関係、それからインフラ関係の更新需要も結構進んでいまして、制御盤、受電・配電設備、産業機器等につきましては、比較的需要は堅調であると認識しています。

岡山県内でも先ほどの資料にもありましたとおり、基本的な傾向は同じというふうに認識しておりまして、中・長期的には一定の需要が見込まれると思いますが、そうは言いましても、受注環境、分野、会社の規模によっては濃淡があるというふうに思っていまして、特に中小企業については、取引先の生産計画に左右される部分がありますし、在庫調整、価格競争の影響を受けやすい状況にあります。あと、中東情勢が緊迫化しておりまして、それに伴って原材料の価格の高騰、長納期化にもなっています。それから長期金利の上昇もありまして、懸念材料も非常に多くて、我々の経営環境も予断を許さない状況と思っています。

今後の見通しとしましては、冒頭述べたように設備関連にかかる企業については成長機会があると思いますが、懸念材料もあり、不確実性も大きい状況であると思っています。

最低賃金の改正にあたっては、労働者の生活安定や人材確保の必要性を踏まえつつ、企業の支払能力、価格転嫁の実態、生産性向上等相互で勘案する必要があると思っています。

雇用情勢ですが、需要があってもそれを作る人材が必要ですが、岡山県内にあっても人材確保はとても厳しい状況というふうに考えています。有効求人倍率は岡山は全国平均を上回る水準で推移していますが、製造現場では若年層、熟練技能者、技術系の人材確保が非常に難しいということ、若年層の供給元である岡山県の若年層の人口減少、大学生や工業高校の卒業生の県外流出が結構ありまして、これら相まって県内の人材不足は非常に厳しい状況と認識しています。

最低賃金の賃上げは、労働者の処遇改善、人材確保、地域経済の好循環に資するもので、進めていきたいと思いますが、中小企業にとっては人件費負担増加に直結しますので、これについては

よく考えていく必要があると思っています。
最低賃金の改善については物価上昇が労働者の生活に与える影響、人材確保、定着の必要性、春闘における賃上げ動向を踏まえれば、一定の賃上げはやむを得ないと、改正の必要性ありと使側も認識しています。
一方で改正額については、様々な要因等を踏まえて急激な負担増とならないように慎重に決定して必要があると考えています。以上です。

佐々木部会長　　ありがとうございます。
他の委員の方から補足などありますか。

（特になし）

佐々木部会長　　双方からご意見をいただきました。それぞれのご意見に対してご質問等ございますでしょうか。

（特になし）

佐々木部会長　　では、ここで労使の発言内容を簡単に確認させていただきます。
労働者側としましては、春闘で形成された賃金相場を未組織にも反映させていきたいということ。業界の見通しとしても回復傾向にあって、需要もあること。人手不足感があり、良い人材を確保していくためにも適切な賃金水準が必要ということ。結果として必要性ありというご意見でした。
使用者側のご意見としては、一部においては絶対的に手放しでいいという状況ではないが、業界として回復傾向、需要はある。社会情勢等懸念材料もあり、見通し困難な面もあるが、人材確保の点で、特に若年層、技術系の人材確保が厳しく、また、県外流出を防ぐためにも一定の賃金改善は必要ということ。ただし、慎重な検討が必要ということでした。結論としては、改正の必要性ありとのご意見でした。
労使双方の認識について、必要性ありというご意見に間違いはないでしょうか。

（異議なし）

佐々木部会長　　そうしますと、岡山県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、双方から、必要性ありとのお話

をいただき、結論を得ることができました。
それでは、この結論を会長あてに報告したいと思います。事務局で報告文案を準備してください。

（事務局、報告文（案）を各委員に配布）

佐々木部会長　　では、事務局で報告文（案）を読み上げてください。

宮本室長　　それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

（報告文（案）読み上げ）

佐々木部会長　　（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

佐々木部会長　　本年７月30日の第521回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用すること」とされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。
では、事務局で答申文（案）を用意してください。

（事務局、答申文（案）を各委員に配布）

佐々木部会長　　では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

宮本室長　　それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

（答申文（案）読み上げ）

佐々木部会長　　（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

佐々木部会長　　では、この内容で（案）を取り、番号を付して答申することといたします。番号は岡賃審第31号になります。

（部会長より基準部長へ答申文を手交）

宮本室長　　ただ今答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働

基準部長よりご挨拶申し上げます。

佐藤部長　　本日はご審議いただき、ただいま答申をいただきました。ありがとうございました。必要性の審議につきましては本日で終了となりますが、次回からの金額審議につきましても、皆様方の御理解、御協力によりまして、円滑な審議となりますようお願いいたします。
本日はどうもありがとうございました。

佐々木部会長　　お忙しいなか、皆さんの熱心な御審議をいただき答申することができました。
本日の審議はここまでとし、金額審議につきまして、次回は労使より金額提示をいただくことになります。
次に、付議事項「（５）今後の審議日程」について事務局から説明をお願いします。

宮本室長　　先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を３週間とし10月５日、月曜日までとなります。
今後の審議日程につきましては、予定していました第２回の９月28日は中止とし、次回は10月20日火曜日、10時からを予定しております。委員の皆様には改めて通知を差し上げます。
次回の専門部会は、最低賃金法第25条第２項の金額審議のための専門部会になります。以上です。

佐々木部会長　　日程について何かございますか。

（特になし）

佐々木部会長　　次に、付議事項「（６）その他」ですが、事務局から何かございますか。

宮本室長　　特にございません。

佐々木部会長　　委員の皆さん、何かございませんか。

（特になし）

佐々木部会長　　これを持ちまして、第１回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変御苦労様でした。